

奈良県アルコール依存症専門医療機関及びアルコール依存症治療拠点機関選定基準

1. アルコール依存症専門医療機関の選定基準

- (1) 精神保健指定医又は公益社団法人日本精神神経学会認定の精神科専門医を1名以上有する保険医療機関であること。
- (2) 当該保険医療機関において、アルコール依存症の専門性を有した医師が担当する入院医療、又は認知行動療法などアルコール依存症に特化した専門プログラムを有する外来医療を行っていること。
- (3) 当該保険医療機関に下記の依存症に係る研修のいずれか一つを修了した医師が1名以上配置され、及び当該依存症に係る研修を修了した看護師、作業療法士、精神保健福祉士又は臨床心理技術者のいずれかが少なくとも1名以上配置されていること。

○アルコール健康障害に係る研修

- ・「依存症対策全国拠点機関設置運営事業の実施について」（平成29年6月13日付け障発0613第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別紙「依存症対策全国拠点機関設置運営事業実施要綱」で定める「依存症治療指導者養成研修」
 - ・「依存症対策総合支援事業の実施について」（平成29年6月13日付け障発0613第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別紙「依存症対策総合支援事業実施要綱」で定める「依存症医療研修」
 - ・重度アルコール依存症入院医療管理加算の算定対象となる研修
- (4) 当該保険医療機関において、アルコール依存症の診療実績があり、かつ診療実績を定期的に奈良県に報告できる体制を有していること。
 - (5) 当該保険医療機関において、アルコール依存症に対して相談機関や医療機関、民間団体（自助グループ等を含む。）、依存症回復支援機関等と連携して取り組むとともに、継続的な連携が図られること。

2. アルコール依存症治療拠点機関の選定基準

- (1) 上記の「1. アルコール依存症専門医療機関の選定基準」を満たしていることに加え、下記の運営が可能なものであること。
 - ①奈良県内のアルコール依存症専門医療機関の連携拠点機関として活動実績を取りまとめ、全国拠点機関に報告すること。活動実績のとりまとめに当たっては、奈良県と連携を図ること。
 - ②奈良県内において、アルコール依存症に関する取組の情報発信を行うこと。
 - ③奈良県内において、医療機関を対象としたアルコール依存症に関する研修を実施すること。
 - ④当該保険医療機関において、アルコール依存症について、当該研修を修了した医師が1名以上配置され、及び当該研修を修了した看護師、作業療法士、精神保健福祉士又は臨床心理技術者のいずれかが少なくとも1名以上配置されていること。また、これら多職種による連携の下で治療に当たる体制が整備されていること。